

## 令和4年度「剣道一種・二種」審査会 実施要項

- 1 主 催 一般財団法人 北海道剣道連盟
- 2 主 管 開催剣道連盟 ※ **初段・四段午前9時15分受付終了**
- 3 期 日 別記「令和4年度審査会一覧表」参照 ※ **二段・三段・五段午後0時30分受付終了**
- 4 会 場 別記「令和4年度審査会一覧表」参照
- 5 受 審 資 格 (1) **第一種**  
別に定める第一種受審者講習会を受講し、講習会で実施する学科審査に合格した者。(1年以内)  
ア 初 段 剣道一級受有者で満13歳以上の者。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)  
年齢基準は、審査会当日とする。  
イ 二 段 剣道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。  
ウ 三 段 剣道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。  
エ 審査会において、不合格になった者は1ヶ月以上経過しなければ次の受審をすることが出来ない。
- (2) **第二種**  
ア 四 段 剣道三段受有者で、受有後3年以上経過し、剣道講習会を申請時までに2回以上受講し講習会で実施する学科審査に合格した者。(令和4年度は講習会1回以上)  
イ 五 段 剣道四段受有者で、受有後4年以上経過し、剣道講習会を申請時までに3回以上受講し講習会で実施する学科審査に合格した者。(令和4年度は講習会1回以上)  
※ 学科試験 学科試験問題は全日本剣道連盟発行の「剣道学科審査の問題例と解答例」の冊子から2問及び回答例にない設問の合計3問を出題する。
- (3) 経過年数は、暦月で数え日は問わない。
- (4) **再受審**  
過去1年以内の審査会における実技合格者で、剣道形が不合格の者。ただし、不合格日より1ヶ月(30日以上)の経過を必要とする。
- 6 審 査 方 法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び、北海道剣道連盟の称号・段級位審査規程による。  
令和4年度は、原則午前初段(四段)、午後二・三段(五段)に分割して実施する。  
実技要領については、主管剣連の要項を確認すること。
- 7 審 査 科 目 (1) **第一種**  
ア 日本剣道形 (初段は太刀5本、二・三段は太刀7本)  
イ 実 技 (切り返し・互格稽古)  
ウ 剣道形、実技を含めて合格者を発表する。
- (2) **第二種**  
ア 日本剣道形 (太刀7本、小太刀3本 合計10本)  
イ 実 技 (互格稽古)  
ウ 剣道形、実技を含めて合格者を発表する。
- (3) **再受審**  
上記「第一種」及び「第二種」の審査科目に従う。(別記「剣道段位審査の再受審手続き」参照)
- 8 申 込 方 法 (1) **第一種**  
ア 受審者は「段位審査申請書」正・副2通を作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。  
イ 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」「地域剣道振興会費」を取りまとめ期限(主管剣道連盟に確認)までに主管剣道連盟に送付すること。  
ウ 主管剣道連盟は「段位審査申請書」を取りまとめ一括して締切期日までに北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込は一切受理しない。  
エ 受審者は、2ヶ所同時に申し込むことはできない。
- (2) **第二種**  
ア 受審者は「段位審査申請書」正1通を作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(「登録料」は不要)  
イ 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「地域剣道振興会費」を取りまとめ期限までに北海道剣道連盟事務局に送付すること。個人直接の申込及び期限後の申込は一切受理しない。

- ( 3 ) 再受審は、別紙「剣道段位審査の再受審手続き」による。
- ( 4 ) 「段位審査申請書」の様式は、別記による。
- ( 5 ) 「段位審査申請書」記載上の注意
  - ア 男女の区分、現段（級）位取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。
  - イ 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。
  - ウ 現段位を他都府県で取得した者は、「全剣連番号」を必ず記入すること。  
 （全剣連番号が確認出来たら証書の写しの添付は必要なし。）  
 ※ 1級を他都府県で取得した者は「証書の写し」又は都府県剣道連盟発行の「級位証明書」の添付が必要。

## 9 審査・登録料の取扱い

- ( 1 ) 第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。
- ( 2 ) 第二種合格者は、発表後に登録料の「払込み用紙」を受け取り、1週間以内に所定の登録料を北海道剣道連盟に納入すること。
- ( 3 ) 審査手数料として「審査料」の100分の20（上限1,500円）を受審者が所属する剣道連盟の収入とする。
- ( 4 ) 主管手数料として「審査料」の100分の20を主管剣道連盟の収入とする。
- ( 5 ) 道剣連締切り日以降の取消しの申し出に対しての「審査料」の返金はしない。但し、自然災害及び指定感染症についてはその限りではない。

10 審査結果 第一種不合格者で希望する者に審査指導カード「今後努力してほしい要点」を提供する。

11 その他 主催者で傷害保険に加入するが、これ以上の責任は負いません。

## 別記

### 「剣道」 段位審査の再受審手続き

- 1 審査会の剣道実技合格者で、日本剣道形の不合格者は再受審ができる。  
 不合格者は手続きに必要な「再受審票」北海道剣道連盟宛の「申込ハガキ」、「審査会一覧表」を確認して受け取ること。
- 2 再受審手続
  - ( 1 ) 再受審の日時、会場は、剣道第一種及び第二種とも審査不合格より1ヶ月(30日)以上経過後の北海道剣道連盟主催の剣道審査会とする。なお、第一種、第二種の審査会に関係なく再受審できる。  
 （第一種の会場で第二種の再受審が可能）
  - ( 2 ) 再受審の有効期間は、審査不合格日より1年以内とし、回数は1回限りとする。
  - ( 3 ) 再受審希望者は、受審希望会場の実施日2週間前までに、北海道剣道連盟事務局に「申込ハガキ」により申し込むこと。
  - ( 4 ) 審査会当日は、「再受審票」を受付に提示、再審査料を納入し、受審番号及び受審票の交付を受けること。
  - ( 5 ) 再受審者の受付時間  
**今年度、初段は午前、二・三段は午後に分割して実施するため、受付時間は初段9時15分まで、二・三段は12時半までとする。ただし二種の再受審は午前の受付とする。**
  - ( 6 ) 再受審料は、1,000円とする。
  - ( 7 ) 再受審当日は、第一種、第二種とも登録料を持参すること。